

養護老人ホームさくら苑
外部サービス利用型（介護予防）特定施設 重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対し、養護老人ホームさくら苑が指定を受けて行う「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」によりサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人淡路島福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内字池尻 373 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 0799-42-5899 |
| (4) FAX | 0799-43-2812 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 八木 英臣 |
| (6) 設立年月日 | 昭和 61（1986）年 3 月 31 日 |
| (7) ホームページアドレス | https://awajishima-fukushikai.or.jp/ |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 建物の構造 | R C 構造鉄筋 2 階建て |
| (2) 建物の延べ床面積 | 3,503 m ² |
| (3) 併設事業 | 短期入所生活介護、訪問介護 第 2871701096 号 |
| (4) 施設の周辺環境 | |

当施設は、淡路島南部に位置し、施設の南側は風光明媚な福良湾を臨む緑豊かな木々に囲まれた高台にあります。また日当たりも良く、幹線道路から離れているため、騒音も少なく、恵まれた環境にあります。

3. ご利用施設

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所
平成 27 年 4 月 1 日・兵庫県指定 第 2871701096 号 |
| (2) 施設の目的 | |

介護保険法令に従い、養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護認定等を受けた入居者と契約を結んだ上で、外部サービス業者（以下、「受託居宅サービス事業所」という）に訪問介護、訪問看護、通所介護等の居宅介護サービスのサービス提供を委託する形態で、要介護状態等になった場合においても、施設入所者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたって援助を行い、その人らしい生活を継続できるよう支援することを目的としています。

- | | |
|-----------|-------------|
| (3) 施設の名称 | 養護老人ホームさくら苑 |
|-----------|-------------|

(4) 施設の所在地 兵庫県南あわじ市福良丙 22-4
交通機関 淡路交通 福良バスターミナルからタクシー利用 約5分

(5) 電話番号 0799-54-0421

FAX番号 0799-54-0495

(6) 施設長(管理者)氏名 中川 まゆみ

(7) 当施設の運営方針

特定施設サービス計画に基づき、生活相談、安否確認、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話および緊急時の対応を行うとともに、事業所が委託する居宅サービス事業者によるサービスを適切に受けていただくことができるように努めます。また利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

(8) 開設年月 平成27年4月1日

(9) 入所定員 50人

(10) 居室等の概要

特定施設生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(2人部屋)	25室	居室内または居室横にトイレ有
食堂	1室	
機能訓練室	1室	各種クラブ活動を実施します
浴室	2室	一般浴槽及び中間浴槽
医務室・看護職員室	1室	
介護職員室	2室	1階及び2階各々1室
洗濯場	2室	1階 自分で洗濯ができない方の洗濯を職員がする洗濯場 2階 自分で可能な方が洗濯をする共同洗濯場
静養室	2室	2人部屋
共同トイレ	4室	1階及び2階各々2室

4. 施設利用対象者

(1) 当施設に入居できるのは、養護老人ホームさくら苑の入所者になります。養護老人ホームに入所されている方は、養護老人ホームに入所するにあたっての契約は必要ありません。

(2) 入居者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果「要支援」または「要介護」と認定された方が介護サービスを受ける対象となります。

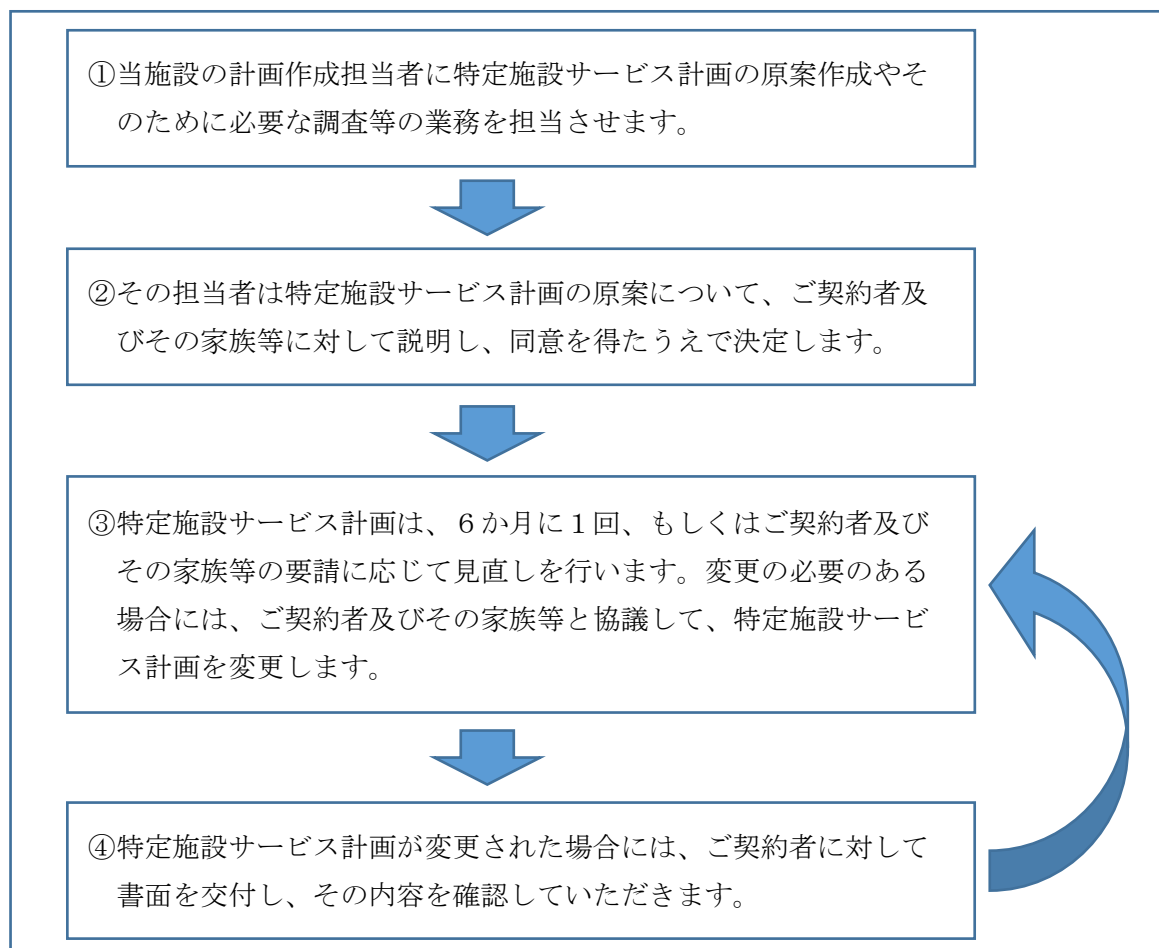
(3) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを利用するにあた

り、ご利用者と施設との間で、包括契約を締結するものとします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「サービス計画書（ケアプラン）」で定めます。

「サービス計画書（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



6. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉 令和6年4月1日現在

職種	特定施設生活介護	
	常勤職員	非常勤職員
1. 施設長（管理者）	1名	0名
2. 介護職員	14名	1名
3. 生活相談員	3名	0名
4. 看護職員	2名	1名

5. 介護支援専門員	0 名	0 名
6. 管理栄養士	1 名	0 名
7. 医師	嘱託	

〈配置職員の職務〉

…	管 理 者	施設の業務を統括します。管理者に事故あるときは、あらかじめ定めた職員が管理者の職務を代行します。
…	生 活 相 談 員	ご契約者の入退所、生活相談及び処遇計画の作成、実施に関することに従事し、適宜生活支援を行います。
…	介 護 職 員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
…	計画作成担当者	ご契約者に係るサービス計画書（ケアプラン）を作成します。
…	看 護 職 員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をします。 養護老人ホーム看護師 2 名が兼務します。
…	管 理 栄 養 士	給食管理、ご契約者の栄養指導を行います。 養護老人ホーム管理栄養士 1 名が兼務します。
…	医 師	養護老人ホームの嘱託医師としての回診が週に 1 回あります。診療を受ける場合には実費となります。

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、養護老人ホームさくら苑において提供される日常生活への支援や相談業務のほかに下記のサービスがあります。

- （１）生活相談、安否確認、緊急時対応並びに計画作成等の基本サービス
- （２）入浴、排泄、食事その他の介護を行う外部事業所利用サービス

当施設では、ご契約者の日常生活全般の状況を把握した上で、ご希望を取り入れながら特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、その内容をご利用者及び家族の方にご説明いたします。

(外部サービスを委託する受託居宅サービス事業所)

サービスの種類	事業者名
訪問介護・介護予防訪問介護	さくら苑訪問介護事業所 やすらぎ訪問介護事業所
訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	八木病院
通所介護・介護予防通所介護	南淡デイサービスセンターやすらぎ 三原デイサービスセンターやすらぎ
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	八木病院
福祉用具貸与事業所	ケアサービスアサヒ
その他の外部サービス	ご利用者の状況に応じてその都度決定します。

＜サービス利用料金＞

- (1) 介護保険給付対象のサービスについては、当重要事項説明書別紙料金表のとおりとします。(介護報酬の1割負担)但し、一定以上の所得がある場合は、2割負担または3割負担となる場合があります。
- (2) 介護保険給付対象外のサービスとして、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者負担が適当と認められるものについては、実費を徴収させていただきます。
- (3) 利用料金及び実費負担分について、変更がある場合は1か月前までに文書にて通知致します。

＜サービス利用の中止や変更＞

ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。
この場合は、利用予定日の前日までに、施設に連絡してください。

＜利用料金の支払い方法＞

利用料金は月末の翌月払いとなっています。毎月15日前後に前月分の請求を行います。

請求した月の末日までに下記の口座にお振込み戴きます。

指定口座	淡路信用金庫 福良支店
口座番号	普通 0359428
口座名義	社会福祉法人淡路島福祉会 養護老人ホームさくら苑 施設長 中川 まゆみ

8. サービスの利用方法

(1) サービスの開始について

当施設のサービスを利用するについては、施設の職員に相談してください。

(2) サービスの終了について

- ①契約書第 17 条並びに第 18 条の規定により、利用される方の都合により終了する場合は、サービス終了希望日の 30 日前までに文書でお申し出てください。
- ②契約書第 19 条の規定により、施設（事業者）の都合で終了する場合は、終了の 7 日前までに文書で通知いたします。
- ③ご利用者が、死亡された場合、長期入院や介護保険施設へ入所された場合、または要介護認定区分が非該当と判定された場合は、自動的にサービス終了となります。

9. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情相談の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口

〔担 当 者〕	竹内 陽介
〔職 名〕	主任生活相談員
〔電話番号〕	0 7 9 9 - 5 4 - 0 4 2 1
〔受付時間〕	毎日 8:30～17:30

※ 上記時間外の受付は後日早急に対応します

○苦情解決責任者

〔氏 名〕	中川 まゆみ
〔職 名〕	施設長（管理者）

○第三者委員

〔氏 名〕	平岡 督郎
〔連 絡 先〕	0 7 9 9 - 5 2 - 3 0 1 2
〔氏 名〕	三好 雅大
〔連 絡 先〕	0 7 9 9 - 4 2 - 2 3 5 2

なお、苦情相談受付窓口は、受付担当者になります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (079) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 (月)~(金)
南あわじ市役所 福祉部長寿・保険課 介護保険係	所在地 南あわじ市市善光寺22-1 電話番号 (0799) 43-5217 FAX番号 (0799) 43-5317 受付時間 8:30~17:15 (月)~(金)

10. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適切な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者は、ご契約者に対する人権擁護・虐待防止のために、以下のことに取り組みます。
 - ・研修等を通じて、サービス従業者の人権意識や知識・技術の向上に努めるものとします。
 - ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めるものとします。
 - ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。
- ⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

11. 契約者・身元引受人の義務について

契約者は、施設をその本来の用途に従って、利用するための注意義務を実行するものとします。また、契約者の過失等により、賠償義務が生じた場合は、復旧のための費用等を負担するものとします。(契約書第 11 条参照)

身元引受人は、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額 30 万円の範囲でその債務の履行義務を負うことになります。(契約書第 23 条参照)

12. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13. 損害賠償について (契約書第 13 条、第 14 条参照)

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②契約者（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

別紙料金表 1 (※ 1 単位＝10 円)

「外部サービス利用型特定施設生活介護費」

1. 基本サービス部分

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 日あたりの額	84 単位 (840 円)	84 円

2. 障害者等支援加算(該当者のみ)

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 日あたりの額	20 単位 (200 円)	20 円

3. 介護サービス利用料金

(ア)「指定訪問介護」

身体介護が中心である場合(1 サービス利用あたり)

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
15 分未満の場合の額	94 単位 (940 円)	94 円
30 分未満の場合の額	189 単位 (1, 890 円)	189 円
45 分未満の場合の額	256 単位 (2, 560 円)	256 円
1 時間未満の場合の額	341 単位 (3, 410 円)	341 円
1 時間 15 分未満の場合の額	426 単位 (4, 360 円)	426 円
1 時間 30 分未満の場合の額	511 単位 (5, 110 円)	511 円
1 時間 30 分以上の場合の額	561 単位 + (36×n) 単位 (56, 10 円 + (360×n) 円)	

※ n : 1 時間 30 分から計算して 15 分増すごとのきざみ数

生活援助が中心である場合(1 サービス利用あたり)

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
15 分未満の場合の額	48 単位 (480 円)	48 円
30 分未満の場合の額	94 単位 (940 円)	94 円
45 分未満の場合の額	142 単位 (1, 420 円)	142 円
1 時間未満の場合の額	190 単位 (1, 900 円)	190 円
1 時間 15 分未満の場合の額	214 単位 (2, 140 円)	214 円
1 時間 15 分以上の場合の額	256 単位 (2, 560 円)	256 円

(イ)「指定訪問リハビリテーション」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 サービス利用あたりの額	276 単位 (2, 760 円)	276 円

(ウ)「指定通所介護」

通常規模型：6時間以上7時間未満

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要介護1	526 単位 (5,260 円)	526 円
要介護2	620 単位 (6,200 円)	620 円
要介護3	716 単位 (7,160 円)	716 円
要介護4	811 単位 (8,110 円)	811 円
要介護5	907 単位 (9,070 円)	907 円

(エ)「指定通所リハビリテーション」

大規模型Ⅱ：3時間以上4時間未満

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要介護1	437 単位 (4,370 円)	437 円
要介護2	509 単位 (5,090 円)	509 円
要介護3	579 単位 (5,790 円)	579 円
要介護4	669 単位 (6,690 円)	669 円
要介護5	758 単位 (7,580 円)	758 円

大規模型Ⅱ：6時間以上7時間未満

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要介護1	644 単位 (6,440 円)	644 円
要介護2	765 単位 (7,650 円)	765 円
要介護3	883 単位 (8,830 円)	883 円
要介護4	1,023 単位 (10,230 円)	1,023 円
要介護5	1,161 単位 (11,610 円)	1,161 円

4. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1月あたりの金額	当月利用単位数の 12.8%	左記の計算で 出た金額

5. サービス提供体制強化加算Ⅱ

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1日あたりの金額	18 単位 (180 円)	18 円

6. その他費用

(ア) 福祉用具レンタル料

(イ) 理美容代(実費)

(ウ) 協力医療病院以外の医療機関への通院に要する費用

南あわじ市内(1,500 円) 洲本市内片道(2,000 円)

※但しその他の場合は実費相当の費用

(エ) 紙おむつ代(実費相当)

(オ) 記録等の複写物に関する費用(A 4 1 枚 10 円)

別紙料金表 2 (※ 1 単位＝10 円)

「外部サービス利用型介護予防特定施設生活介護費」

1. 基本サービス部分

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 日あたりの額	57 単位 (570 円)	57 円

2. 障害者等支援加算 (該当者のみ)

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 日あたりの額	20 単位 (200 円)	20 円

3. 介護予防サービス利用料金

(ア) 「指定介護予防訪問介護」

① 1 か月につき

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
週に 1 回程度の場合の額 (要支援 1・2 の利用者)	1,032 単位 (10,320 円)	1,032 円
週に 2 回程度の場合の額 (要支援 1・2 の利用者)	2,066 単位 (20,660 円)	2,066 円
週に 2 回以上程度の場合の額 (要支援 2 の利用者)	3,277 単位 (32,770 円)	3,277 円

② 1 日につき

※日割り計算する場合は、月の途中で、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変わった場合に限ります。

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
週に 1 回程度の場合の額 (要支援 1・2 の利用者)	34 単位 (340 円)	34 円
週に 2 回程度の場合の額 (要支援 1・2 の利用者)	68 単位 (680 円)	68 円
週に 2 回以上程度の場合の額 (要支援 2 の利用者)	108 単位 (1,080 円)	108 円

(イ) 「指定介護予防訪問リハビリテーション」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 サービス利用あたりの額	276 単位 (2,760 円)	276 円

(ウ)「指定介護予防通所介護」

① 1 か月につき

「基本の額」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要支援 1	1,511 単位(15,110 円)	1,511 円
要支援 2	3,099 単位(30,990 円)	3,099 円

② 1 日につき

※日割り計算する場合は、月の途中で、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変わった場合に限ります。

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要支援 1	50 単位(500 円)	50 円
要支援 2	102 単位(1,020 円)	102 円

「加算の額」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
運動機能向上加算	203 単位(2,030 円)	203 円

選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
運動器機能向上及び栄養改善	432 単位(4,320 円)	432 円
運動器機能向上及び口腔機能向上	432 単位(4,320 円)	432 円

選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
運動器機能向上、 栄養改善及び口腔機能向上	630 単位(6,300 円)	630 円

(エ)「指定介護予防通所リハビリテーション」

① 1 か月につき「基本の額」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要支援 1	2,041 単位(20,410 円)	2,041 円
要支援 2	3,805 単位(38,050 円)	3,805 円

② 1 日につき「基本の額」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
要支援 1	67 単位(670 円)	67 円
要支援 2	125 単位(1,250 円)	125 円

「加算の額」

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
運動機能向上加算	203 単位(2,030 円)	203 円

選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
運動器機能向上及び栄養改善	432 単位 (4, 320 円)	432 円
運動器機能向上及び口腔機能向上	432 単位 (4, 320 円)	432 円

選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
運動器機能向上、 栄養改善及び口腔機能向上	630 単位 (6, 300 円)	630 円

4. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 月あたりの金額	当月利用単位数の 12.8%	左記の計算で 出た金額

5. サービス提供体制強化加算Ⅱ

	介護保険報酬(通常料金)	自己負担額
1 日あたりの金額	18 単位 (180 円)	18 円

6. その他費用

（ア）福祉用具レンタル料

（イ）理美容代(実費)

（ウ）協力医療病院以外の医療機関への通院に要する費用

南あわじ市内(1, 500 円) 洲本市内片道(2, 000 円)

※但しその他の場合は実費相当の費用

（エ）紙おむつ代(実費相当)

（オ）記録等の複写物に関する費用(A 4 1 枚 10 円)

養護老人ホームさくら苑
指定短期入所生活介護 重要事項説明書

事業所はご利用者に対して「短期入所生活介護サービス」を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人淡路島福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内字池尻 373 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 0799-42-5899 |
| (4) FAX | 0799-43-2812 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 八木 英臣 |
| (6) 設立年月日 | 1986 年 3 月 31 日 |
| (7) ホームページアドレス | https://awajishima-fukushikai.or.jp |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 建物の構造 | RC 構造鉄筋 2 階建て |
| (2) 建物の延床面積 | 3,503 m ² |
| (3) 併設事業 | |
| 特定施設生活介護 | 第 2871701096 |
| 訪問介護 | 第 2871701096 |
| (4) 施設の周辺環境 | |

当施設は、淡路島南部に位置し、南側は風光明媚な福良湾を臨む緑豊かな木々に囲まれた高台にあります。また日当たりも良く、幹線道路から離れているため、騒音も少なく恵まれた環境にあります。

[事業所の説明]

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 事業の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 |
| | 平成 27 年 4 月 1 日・兵庫県指定 第 2871701096 号 |
| | ※当事業所は養護老人ホームさくら苑に併設されています。 |

(2) 事業の目的

利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持と、介護者の介護負担の軽減を図ります。

- | | |
|------------|-------------------------|
| (3) 施設の名称 | 養護老人ホームさくら苑 |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県南あわじ市福良丙 22-4 |
| | 福良バスターミナルからタクシー利用 約 5 分 |

(5) 電話番号・FAX 0799-54-0421・0799-54-0495

(6) 管理者氏名 施設長 中川 まゆみ

(7) 運営方針

法人の基本理念である「地域に親しまれ信頼される福祉事業所に」をモットーに、利用者の視点に立ち人格を尊重したサービス提供を行います。

(8) 開設年月 平成27年4月1日

(9) 通常の事業実施地域 南あわじ市内

(10) 営業日・営業時間 年中無休

(11) 利用定員 4名

(12) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。
利用される居室は、原則として1人部屋です。

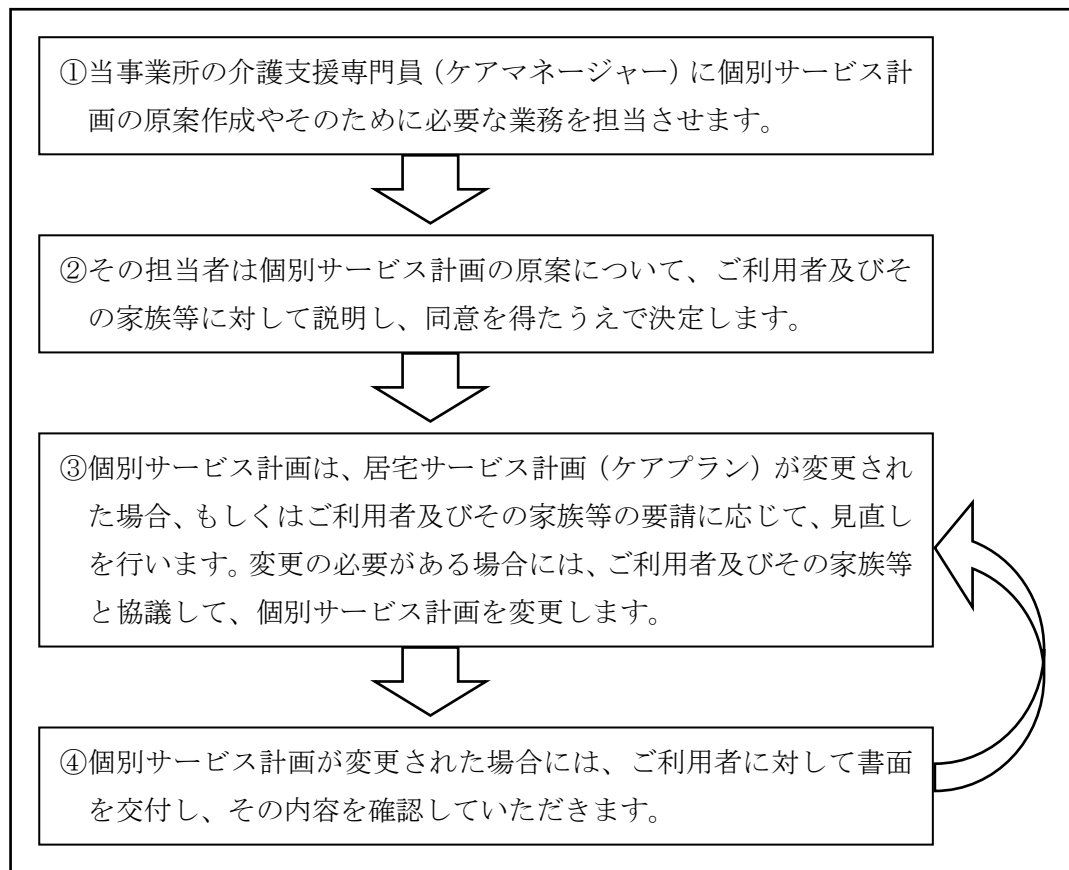
居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	4室	居室内または居室横にトイレ有
食堂	1室	
機能訓練室	1室	各種クラブ活動を実施します
浴室	2室	一般浴槽及び中間浴槽
医務室・看護職員室	1室	
介護職員室	2室	1階及び2階各々1室
洗濯場	2室	1階 自分で洗濯ができない方の洗濯を職員がする洗濯場 2階 自分で可能な方が洗濯をする共同洗濯場
静養室	2室	2人部屋
共同トイレ	4室	1階及び2階各々2か所

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可決を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

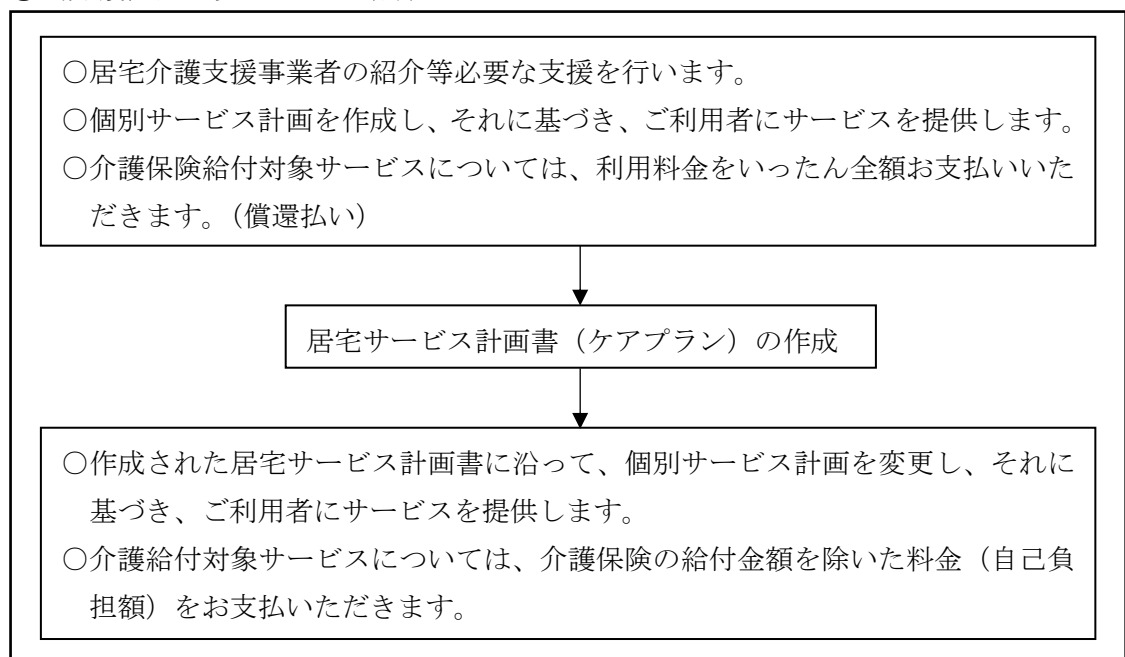
(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

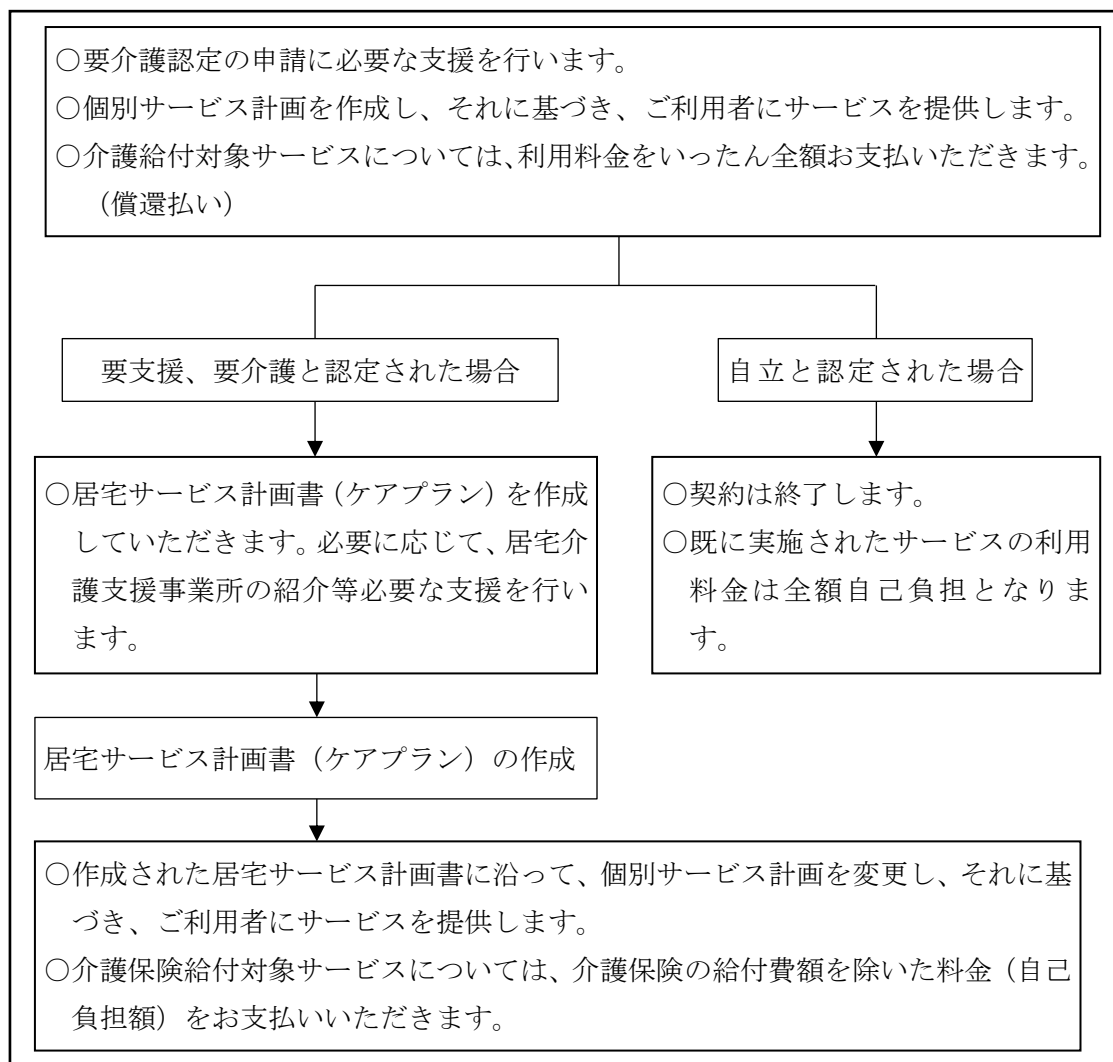


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画書（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

○短期入所生活介護

職種	常勤兼務職員	非常勤兼務職員
1. 施設長（管理者）	1 名	0 名
2. 介護職員	14 名	1 名
3. 生活相談員	3 名	0 名
4. 看護職員	2 名	1 名
5. 介護支援専門員	1 名	0 名

6. 管理栄養士	1 名	0 名
7. 医師	嘱託 1 名	

< 配置職員の職種 >

介 護 職 員	…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のため相談・助言等をおこないます。14 名の養護老人ホーム介護職員（内介護福祉士資格を有する者 9 名）が兼務します。
生 活 相 談 員	…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。養護老人ホーム生活相談員 3 名が兼務します。
看 護 職 員	…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をを行います。養護老人ホーム看護師 3 名が兼務します。
介護支援専門員	…ご利用者の個々に応じた計画を作成します
管理栄養士	…給食管理、ご利用者の栄養指導を行います。養護老人ホーム管理栄養士 1 名が兼務します。
医 師	…養護老人ホーム嘱託医師としての回診が週に 1 回にあります。診察を受ける場合は実費になります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、短期入所生活介護サービスを提供します。

利用料金は、下記のとおりです。

（1）介護保険給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

< サービスの概要 >

① 食事（基本的に特別食は行わない）

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・ 一般浴槽での入浴となります。

③排泄

- ・ トイレ誘導やおむつ交換などの排泄の介助を行います。

④健康管理

- ・ 看護職員が嘱託医師の指示の下、日常の健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

○短期入所生活介護料金表

《従来型個室》1 割負担の場合

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 870 円	約 970 円	約 1,070 円	約 1,170 円	約 1,260 円
4. 上記のうち、介護保険 から給付される金額	約 6,372 円	約 7,083 円	約 7,830 円	約 8,550 円	約 9,252 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	約 708 円	約 787 円	約 870 円	約 950 円	約 1,028 円
6. 食費	1,600 円(朝食 400 円 昼食 650 円 夕食 550 円)				
7. 滞在費	1,231 円				
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 3,539 円	約 3,618 円	約 3,701 円	約 3,781 円	約 3,859 円
8. 自己負担合計 (2 割負担の場合)	約 4,247 円	約 4,405 円	約 4,571 円	約 4,731 円	約 4,887 円
8. 自己負担合計 (3 割負担の場合)	約 4,955 円	約 5,192 円	約 5,441 円	約 5,681 円	約 5,915 円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の表の通りとなります。

《従来型個室》

利用者負担第1段階：例 生活保護受給者等

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 870 円	約 970 円	約 1,070 円	約 1,170 円	約 1,260 円
4. 上記のうち、介護保険 から給付される金額	約 6,372 円	約 7,083 円	約 7,830 円	約 8,550 円	約 9,252 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	約 708 円	約 787 円	約 870 円	約 950 円	約 1,028 円
6. 食費	300 円				
7. 滞在費	380 円				
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 1,388 円	約 1,467 円	約 1,550 円	約 1,630 円	約 1,708 円

《従来型個室》

利用者負担第2段階：例 年金 80 万円以下の者

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 870 円	約 970 円	約 1,070 円	約 1,170 円	約 1,260 円
4. 上記のうち、介護保険 から給付される金額	約 6,372 円	約 7,083 円	約 7,830 円	約 8,550 円	約 9,252 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	約 708 円	約 787 円	約 870 円	約 950 円	約 1,028 円
6. 食費	600 円				
7. 滞在費	480 円				
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 1,788 円	約 1,867 円	約 1,950 円	約 2,030 円	約 2,108 円

《従来型個室》

利用者負担第3段階①：例 年金収入等 80 万円超 120 万円以下

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 870 円	約 970 円	約 1,070 円	約 1,170 円	約 1,260 円
4. 上記のうち、介護保険 から給付される金額	約 6,372 円	約 7,083 円	約 7,830 円	約 8,550 円	約 9,252 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	約 708 円	約 787 円	約 870 円	約 950 円	約 1,028 円
6. 食費	1,000 円				
7. 滞在費	880 円				
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 2,588 円	約 2,667 円	約 2,750 円	約 2,830 円	約 2,908 円

《従来型個室》

利用者負担第3段階②：例 住民税非課税世帯の方で年金収入等 120 万円超

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 870 円	約 970 円	約 1,070 円	約 1,170 円	約 1,260 円
4. 上記のうち、介護保険 から給付される金額	約 6,372 円	約 7,083 円	約 7,830 円	約 8,550 円	約 9,252 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	約 708 円	約 787 円	約 870 円	約 950 円	約 1,028 円
6. 食費	1,300 円				
7. 滞在費	880 円				
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 2,888 円	約 2,967 円	約 3,050 円	約 3,130 円	約 3,208 円

☆送迎サービスをご利用の場合は、一回につき 184 円を別途いただきます。

☆ご利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を

除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆療養食が必要な方で医師の指示により療養食を提供した場合 1 食につき 8 円いただく場合があります。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については表と異なる場合があります。

☆当事業所ではサービス提供体制強化加算Ⅱを算定しています。1 日 18 円いただきます。

☆当事業所では介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定しています。1 ヶ月のサービス利用料の 14%をいただきます。

☆特に生計が困難な者として市町村が認めた者は、社会福祉法人減免制度を利用できる場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 9 条参照)

＜サービスの概要と利用料金＞

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

尚、利用料金及び実費負担分について、変更がある場合は 1 か月前までに文書にて通知致します。

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記 5 の短期入所生活介護利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません)が必要となります。

②複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。(A 4 1 枚 10 円)

③レクリエーション、クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であると判断したものは、費用の実費をご負担いただきます。

⑤診療に係る諸費用

診療に係る費用及び通院に係る交通費を負担いただきます。なお、必要に応じて付き添い料をいただくこともあります。

送迎費は南あわじ市内片道・往復 1,500 円、洲本市内片道 2,000 円となります。(但し、緊急時を除く。)

(3) 利用料金のお支払い方法

- サービス利用終了時毎に、その都度お支払い下さい。

指定口座	淡路信用金庫	福良支店
口座番号	普通	0 3 5 9 4 2 8
口座名義	社会福祉法人淡路島福祉会 養護老人ホームさくら苑 施設長 中川 まゆみ	

(4) 短期入所生活介護利用対象者

- ※ 当該事業は 100 名定員の養護老人ホームに併設している事業であることから、特別養護老人ホームのように介護設備が充実しておらず、利用者の中には抵抗力の弱い方・精神の不安定な方も多数利用されていることから、以下のような場合は利用を制限することがあります。
- 他の利用者に迷惑のかかるような行動(徘徊・不潔行為・大声また奇声をあげる等)のある方は利用をお断りする場合があります。
- 伝染病疾患を有し、他の利用者への伝染を防ぐことが困難と判断される方は利用をお断りする場合があります。
- 当該施設では特殊浴槽がなく、一般浴槽での入浴となるため、入浴を希望する方で一般浴槽での入浴介助が困難な方は利用をお断りする場合があります。
- なお、利用については、利用者及びそのご家族、居宅支援事業者(担当ケアマネジャー)と当事業所が協議の上、決定します。

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第 10 条参照)

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

前々日までに申し出があった場合	無料
前日に申し出があった場合	当日の利用料金 50%
前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の 50%もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間又は日時を利用者に提示して協議します。

6. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご利用者の希望により、診療や入院治療を受けることができます。（医療機関の紹介及び希望する医療機関への連絡を行います。）

7. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了とします。（契約書第 20 条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 21 条、第 22 条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合(一部解約はできません)
- ④ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 23 条参照)

以下の事項が該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為(自殺にいたる恐れがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情がある場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第 24 条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第 20 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第三章参照)

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第三章に規定されている義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第3者に漏洩しません(守秘義務)。
- ⑧ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑨また、ご利用者との契約の終了に伴う援助の際には、ご利用者の同意を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ① 利用期間に応じた必要な衣類
- ② 利用期間に応じた必要な日用品
- ③ その他、利用者が日常生活を送る上での必需品(但し、施設職員と利用者及びその家族と協議により必要と認められるものに限る。)

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第15条、第16条)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して

いただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 身元引受人の義務について

身元引受人は、契約者同様、契約者の過失等により、賠償義務が生じた場合は、復旧のための費用等を負担するものとします。(契約書第 15 条、第 16 条)

身元引受人は、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額 30 万円の範囲でその債務の履行義務を行うことになります。

(契約書第 27 条)

11. 損害賠償について(契約書第 17 条、第 18 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 苦情相談の受付について(契約書第 28 条参照)

(1) 当施設における苦情相談の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口

〔担 当 者〕 生活相談員 竹内 陽介 〔受付時間〕 8:30～17:30

〔電話番号〕 0799-54-0421

※ 上記時間外の受付は後日早急に対応します。

○苦情解決責任者

〔責 任 者〕 施設長 中川 まゆみ

○第三者委員

〔氏 名〕 平岡 督郎 〔連絡先〕 0799-52-3012

〔氏 名〕 三好 雅大 〔連絡先〕 0799-42-2352

なお、苦情相談受付窓口は、受付担当者になります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (079) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 (月)~(金)
南あわじ市役所 福祉部長寿・保険課 介護保険係	所在地 南あわじ市 電話番号 (0799) 43-5217 FAX番号 (0799) 43-5317 受付時間 8:30~17:15 (月)~(金)

養護老人ホームさくら苑
指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人淡路島福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内字池尻 373 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 0 7 9 9 - 4 2 - 5 8 9 9 |
| (4) F A X | 0 7 9 9 - 4 3 - 2 8 1 2 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 八木 英臣 |
| (6) 設立年月日 | 1986 年 3 月 31 日 |
| (7) ホームページアドレス | https://awajishima-fukushikai.or.jp/ |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 建物の構造 | R C 構造鉄筋 2 階建て |
| (2) 建物の延床面積 | 3,503 m ² |
| (3) 併設事業 | |
| 特定施設生活介護 | 第 2871701096 号 |
| 訪問介護 | 第 2871701096 号 |
| (4) 施設の周辺環境 | |

当施設は、淡路島南部に位置し、南側は風光明媚な福良湾を臨む緑豊かな木々に囲まれた高台にあります。また日当たりも良く、幹線道路から離れているため、騒音も少なく、恵まれた環境にあります。

[事業所の説明]

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業の種類 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成 27 年 4 月 1 日・指定兵庫県 第 2871701096 号
※当事業所は養護老人ホームさくら苑に併設されています。 |
| (2) 事業の目的 | 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持と、介護者の介護負担の軽減を図ります。 |
| (3) 施設の名称 | 養護老人ホームさくら苑 |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県南あわじ市福良丙 22-4
交通機関 淡路交通 福良バスターミナルからタクシー利用 約 5 分 |
| (5) 電話番号 | 0 7 9 9 - 5 4 - 0 4 2 1 |

FAX番号 0799-54-0495

(6) 施設長（管理者）氏名 中川 まゆみ

(7) 当施設の運営方針

法人の基本理念である「地域に親しまれ信頼される福祉事業所に」をモットーに、利用者の視点に立ち人格を尊重したサービス提供を行います。

(8) 開設年月 平成27年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域 南あわじ市内

(10) 営業日及び営業時間 年中無休

(11) 利用定員 4人

(12) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	4室	居室内または居室横にトイレ有
食堂	1室	
機能訓練室	1室	各種のクラブ活動を実施します
浴室	2室	一般浴槽及び中間浴槽
医務室・看護職員室	1室	
介護職員室	2室	1階及び2階各々1室
洗濯場	2室	1階 自分で洗濯ができない方の洗濯を職員がする洗濯場 2階 自分で可能な方が洗濯をする共同洗濯場
静養室	2室	2人部屋
共同トイレ	4室	1階及び2階各々2か所

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

○介護予防短期入所生活介護

職 種	介護予防短期入所生活介護	
	常勤兼務職員	非常勤兼務職員
1.施設長（管理者）	1 名	0 名
2.介護職員	14 名	1 名
3.生活相談員	3 名	0 名
4.看護職員	2 名	1 名
5.介護支援専門員	1 名	0 名
6.管理栄養士	1 名	0 名
7.医師	嘱託 1 名	

<配置職員の職種>

介 護 職 員	…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のため相談・助言等をおこないます。14名の養護老人ホーム介護職員（内、介護福祉士資格を有する者9名）が兼務します。
生 活 相 談 員	…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。養護老人ホーム生活相談員3名が兼務します。
看 護 職 員	…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をします。 養護老人ホーム看護師3名が兼務します。
介護支援専門員	…ご利用者の個々に応じた計画を作成します。
管理栄養士	…給食管理、ご利用者の栄養指導を行います。 養護老人ホーム管理栄養士1名が兼務します。
医 師	…養護老人ホーム嘱託医師としての回診が週に1回にあります。 診察を受ける場合は自費になります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

利用料金は、下記のとおりです。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（基本的には、特別食は行わない）

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。入浴は一般浴槽のみとなります。

③排泄

- ・ トイレ誘導やおむつ交換などの排泄の介助を行います。

④健康管理

- ・ 看護職員が嘱託医師の指示の下、日常の健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

○介護予防短期入所生活介護料金表

《従来型個室》

要介護度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用料金	4,510 円	5,610 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 660 円	約 810 円
4. 上記うち、介護保険 から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	535 円	660 円
6. 食費	1,600 円(朝食 400 円 昼食 650 円 夕食 550 円)	
7. 滞在費	1,231 円	
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 3,366 円	約 3,491 円
8. 自己負担合計 (2 割負担の場合)	約 3,901 円	約 4,151 円
8. 自己負担合計 (3 割負担の場合)	約 4,436 円	約 4,811 円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担いただく額は、以下の表のとおりとなります。

《従来型個室》

利用者負担第 1 段階：例 生活保護受給者等

要介護度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用料金	4,510 円	5,610 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 660 円	約 810 円
4. 上記うち、介護保険 から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	535 円	660 円

6. 食費	300 円	
7. 滞在費	380 円	
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 1,215 円	約 1,340 円

《従来型個室》

利用者負担第2段階：例 年金 80 万円以下の者

要介護度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用料金	4,510 円	5,610 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 660 円	約 810 円
4. 上記うち、介護保険 から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	535 円	660 円
6. 食費	600 円	
7. 滞在費	480 円	
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 1,615 円	約 1,740 円

《従来型個室》

利用者負担第3段階①：例 年金収入等 80 万円超 120 万円以下

要介護度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用料金	4,510 円	5,610 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 660 円	約 810 円
4. 上記うち、介護保険 から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	535 円	660 円
6. 食費	1,000 円	
7. 滞在費	880 円	

8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 2,415 円	約 2,540 円
----------------------	-----------	-----------

《従来型個室》

利用者負担第3段階②：例 住民税非課税世帯の方で年金収入等 120 万円超

要介護度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用料金	4,510 円	5,610 円
2. サービス提供体制 強化加算Ⅱ	180 円	180 円
3. 介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	約 660 円	約 810 円
4. 上記うち、介護保険 から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1+2+3)-4	535 円	660 円
6. 食費	1,300 円	
7. 滞在費	880 円	
8. 自己負担合計 (5+6+7)	約 2,715 円	約 2,840 円

☆送迎サービスをご利用の場合は、一回につき 184 円を別途いただきます。

☆ご利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆療養食が必要な方で医師の指示により療養食を提供した場合 1 食につき 8 円いただく場合があります。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については表と異なる場合があります。

☆当事業所ではサービス提供体制強化加算Ⅱを算定しています。1 日 18 円頂きます。

☆当事業所では介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定しています。1 ヶ月のサービス利用料の 14%をいただきます。

☆特に生計が困難な者として市町村が認めた者は、社会福祉法人減免制度を利用できる場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第10条参照）

＜サービスの概要と利用料金＞

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

尚、利用料金及び実費負担分について、変更がある場合は1か月前までに文書にて通知致します。

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5の介護予防短期入所生活介護利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

②複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。（A4 1枚10円）

②レクリエーション、クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂けます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であると判断したものは、費用の実費をご負担いただきます。

⑤診療に係る諸費用

診療に係る費用及び通院に係る交通費を負担いただきます。なお、必要に応じて付き添い料をいただくこともあります。

送迎費は南あわじ市内片道・往復1,500円、洲本市内片道2,000円となります。（但し、緊急時を除く。）

(3) 利用料金のお支払い方法

- 利用した月の翌月15日前後に請求書をお送り致しますので、請求書が届いた月の月末までに事務所窓口または下記口座にてお支払い下さい。

指定口座	淡路信用金庫	福良支店
口座番号	普通	0359428
口座名義	社会福祉法人淡路島福祉会	
	養護老人ホームさくら苑	
	施設長	中川 まゆみ

(4) 介護予防短期入所生活介護利用対象者

※ 当該事業は100名定員の養護老人ホームに併設している事業であることから、特別養護老人ホームのように介護設備が充実しておらず、利用者の中には抵抗力の弱い方・精神の不安定な方も多数利用されていることから、以下のような場合は利用を制限することがあります。

- 他の利用者に迷惑のかかるような問題行動（徘徊・不潔行為・大声または奇声をあげる等）のある利用者は利用をお断りする場合があります。

- 伝染性疾患を有し、他の利用者への伝染を防ぐことが困難と判断する利用者は利用をお断りする場合があります。
- 当該施設では特殊浴槽がなく、一般浴槽での入浴となるため、入浴を希望する利用者で一般浴槽での入浴介助が困難な方は利用をお断りする場合があります。
- なお、利用については、利用者及びそのご家族、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者(担当者)と当事業所職員が協議の上、決定します。

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第 10 条参照)

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出し出てください。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

前々日までに申し出があった場合	無料
前日に申し出があった場合	当日の利用料金の 50%
前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の 50%もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間又は日時を利用者に提示して協議します。

6. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご利用者の希望により、診療や入院治療を受けることができます。(医療機関の紹介及び希望する医療機関への連絡を行います。)

7. サービスの利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約期間満了の 7 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 か月間(要介護認定期間)同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了とします。(契約書第 20 条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 21 条、第 22 条参照)

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合(一部解約はできません)
- ④ご利用者の「介護予防サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 23 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為(自殺にいたる恐れがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第 24 条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第 20 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第三章参照)

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第三章に規定されている義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
- ⑧ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑨また、ご利用者との契約の終了に伴う援助の際には、ご利用者の同意を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込み制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ① 利用期間に応じた必要な衣類
- ② 利用期間に応じた必要な日用品
- ③ その他、利用者が日常生活を送る上での必需品(但し、施設職員と利用者及びその家族と協議により必要と認められるものに限る。)

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第15条、第16条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 身元引受人の義務について

身元引受人は、契約者同様、契約者の過失等により、賠償義務が生じた場合は、復旧のための費用等を負担するものとします。(契約書第 15 条、第 16 条)

身元引受人は、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、極度額 30 万円の範囲でその債務の履行義務を行うことになります。

(契約書第 27 条)

11. 損害賠償について(契約書第 17 条、第 18 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 苦情の受付について(契約書第 28 条参照)

(1) 当施設における苦情相談の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口

〔担 当 者〕 主任生活相談員 竹内 陽介

〔電話番号〕 0 7 9 9 - 5 4 - 0 4 2 1

〔受付時間〕 毎日 8:30~17:30

※ 上記時間外の受付は後日早急に対応します

○苦情解決責任者

〔氏 名〕 施設長 中川 まゆみ

○第三者委員

〔氏 名〕 平岡 督郎

〔連 絡 先〕 0 7 9 9 - 5 2 - 3 0 1 2

〔氏 名〕 三好 雅大

〔連 絡 先〕 0 7 9 9 - 4 2 - 2 3 5 2

なお、苦情相談受付窓口は、受付担当者になります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努

めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (079) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 (月)~(金)
南あわじ市役所 福祉部長寿・保険課 介護保険係	所在地 南あわじ市市善光寺22-1 電話番号 (0799) 43-5217 FAX番号 (0799) 43-5317 受付時間 8:30~17:15 (月)~(金)